

地方の実態を踏まえた地方自治法の見直しを求める

平成 22 年 12 月
全国知事会

次期通常国会で予定されている地方自治法の見直しについては、下記の事項に関し問題があることから、さらに検討を行うよう求める。

記

1 長の専決処分

- ・ 期限間際の日切れ法案成立を受けた条例改正や災害発生時の予算執行など専決処分によらざるを得ないケースは避けられない。このような場合において、議会の承認が得られなかった時に、一律に条例改正案、予算案の提出を義務付けることは、地方自治体の円滑な行政運営の観点から問題であり、拙速に導入すべきではないと考える。
- ・ 議会で専決処分が否決された場合等における利害関係者に対する配慮についてさらなる検討が必要である。

2 会期制

- ・ 会期は議会が定めることが出来ることから、通年議会とすることは現行法でも可能であり、あえて改正する必要はない。

3 直接請求制度

- ・ 議会の解散、議員又は長の解職請求に必要な署名数の緩和については、直接請求の乱発によって行政運営に支障を来すことがないように、慎重な検討が必要である。
- ・ 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例を対象とすることについては、受益と負担との均衡の確保、必要署名数の設定等につき、十分に検討した上で対応を決定すべきであり、拙速に導入すべきでないとする。

4 住民投票制度

- ・ 住民自治はあくまで議会制民主主義が基本であり、住民投票制度はそれを補完するもの。投票結果に拘束力を持たずのであれば、議会制度との整合性を図る必要があり、現在の検討では不十分である。
- ・ 法的拘束力のない形ではあるが住民投票は現行法でも可能であり、すでに個々の自治体において活用されている。

5 広域連携

- ・ 一部事務組合等からの脱退手続きの安易な簡素化は、広域的な枠組みの維持による安定的な事務の執行に支障を生じるおそれもあることから、さらに慎重な検討が必要である。
- ・ 現行法では、広域連合は国に権限移譲を求めることができるが、国には回答義務がない。現在、国出先機関の廃止に伴う受け皿として広域連合の活用が検討されており、広域連合の権能強化を図るため、国からの回答義務を設けるべきである。

以上